

## タイ、政治対立再燃のリスクは高まるか

～インラック前首相の処遇を巡りタクシン派が反発を強める可能性も～

発表日：2017年8月25日(金)

第一生命経済研究所 経済調査部

担当 主席エコノミスト 西濱 徹(03-5221-4522)

### (要旨)

- タイでは「対立」が再び激化しつつある。過去10年以上に亘り「タクシン派」と「反タクシン派」との対立が続く、政権交代の度にその度合いが高まる傾向にあったが、2014年のクーデターを経て現在は事実上の軍政が続いている。暫定政権による「締め付け」で表面上政治対立は落ち着いた様相をみせているが、早ければ来年にも迫る民政移管を見据えて水面下では様々な形で鬱憤が溜まりやすい状況が続いていると言える。
- 暫定政権はタクシン派への締め付けを強めるなか、インラック政権下で実施された「米担保融資制度」に伴う財政負担増を理由にインラック前首相個人を訴追する動きに出た。今年4月に行政裁はインラック氏に賠償支払を命じたが、同氏はこれを不服として最高裁に上訴、25日に判決公判が予定されていた。しかし、インラック氏の延期申請に対して最高裁は逮捕状を発行して対抗している。政権時代の政策運営について前首相個人の刑事責任を問うことは異常である上、仮に逮捕に至ればタクシン派の反発が高まることも予想される。落ち着きをみせてきたタイの政治情勢を巡る「対立」が再燃するリスクは高まっている。
- タイでは「対立」のうねりが再び強まりつつある。タイでは10年以上に亘りいわゆる「反タクシン派（民主市民連合：黄）」と「タクシン派（反独裁民主戦線：赤）」の対立が続いており、2006年に当時のタクシン首相の外遊中に反タクシン派を中心とする軍部がクーデターにより政権奪取を図ったことが、両者の対立構図を一段と激化させた。その後2007年末に行われた総選挙では実質的なタクシン派が勝利したが、反タクシン派が首相府を占拠する形で反政府デモを展開した上、最終的には当時のサマック首相（タクシン派）が違憲行為を行ったことで失職するに至る。サマック政権の後には引き続きタクシン派政権（ソムチャイ政権）が誕生したものの、反タクシン派による抵抗が勢いづくなかでスワンナプーム国際空港を違法占拠する事態に発展した。その後は2008年末に憲法裁判所がタクシン派政党に対して違憲判決による解党処分のほか、ソムチャイ首相の公民権停止の決定に伴い政権が倒れ、反タクシン派が終結する形でアピシット政権が誕生した。一方、タクシン派は総選挙を経ず誕生したアピシット政権（反タクシン派）の正当性を理由に反政府運動を展開し、同国がホスト役であったASEAN（東南アジア諸国連合）首脳会議が流会に追い込まれるなど異常状態も生まれた。また、タクシン派は首都バンコクを中心部を占拠するなど対抗措置に動いたものの、アピシット政権による強制排除に伴い多数の死傷者が出たことで、タクシン派は強硬路線から対話路線に転じざるを得ず、結果的に社会混乱の拡大に歯止めが掛かった。その後2011年7月に行われた総選挙ではタクシン派政党が単独過半数を獲得し、タクシン元首相の妹であるインラック氏を首班とするインラック政権（タクシン派）が誕生した。ただし、2013年末にインラック政権がタクシン元首相に対する恩赦を検討したことをきっかけに反タクシン派が再び政権への反発を強めて首都バンコクで武装デモを展開、これに呼応してタクシン派も武装対立の動きを強めたことから、インラック氏は事態収拾に向けて解散総選挙に打って出た。しかし、2014年2月の総選挙は武装デモの妨害工作もあり、その後に憲法裁が違憲且つ無効との判断を下すなど政権の空白期間となるなか、同年5月にインラック氏が職権濫用罪で違憲判決を受けて失職する事態となった。さらに、同月末には陸軍によるクーデターが発生し、その後はクーデターを指揮したプラユット氏が暫定首相に就任し、現在

も事実上の軍事政権が継続している。昨年8月にはプラユット暫定政権の下で起草された憲法改正案が国民投票で承認され、今年に入って直後には昨年末に即位したワチラロンコン国王の修正要請に基づき部分修正され、4月に正式公布されるなど民政移管への取り組みは一見前進している。ただし、現憲法では民生復帰後も5年間に亘り議会上院を軍による任命制とするほか、首相任命選挙を下院のみならず上院も含めるなど軍の政治介入を認めており、政党活動の制限を意図する動きがみられる。さらに、暫定政権は言論統制を強化しており、政権批判の動きに対して王族を対象とする「不敬罪」を拡大適用するなど、法律の濫用とも取れる動きをみせる。表面上は、軍政による「締め付け」によって落ち着きを取り戻しているタイの政治を巡る動きだが、水面下では様々な形で鬱積が溜まりやすい状況にあると捉えることが出来よう。

- こうしたなか、新たな「対立」の火種となり得る事態が起こっている。暫定政権はインラック前首相に対する締め付けを強めており、インラック政権下で実施された「米買取融資制度」に関連して国庫に多数の損害が生じたことを理由に、暫定議会が同氏を職務怠慢罪で弾劾、その後起訴する事態となっている。当該制度は元々タクシン元政権下で導入された制度であり、政府がコメ農家から実勢価格よりも高い価格で買い取る実質的な補助金給付制度であり、タクシン派の「票田」とされるコメ農家の多い北部や東北部の所得増に寄与したとされる。反タクシン派政権の下で同制度は一旦廃止されていたが、2011年のインラック政権発足後に同制度を復活させたものの、結果的には同国産のコメ価格の上昇に伴い輸出競争力が急速に低下したこともあり、政府が高価で買い取ったコメの大半が売れ残る事態を招いた。暫定政権発足後に財務省の下で同制度に対する特別調査委員会が発足し、同制度に伴う国庫への損害額は総額1780億バーツに上ると認定されたほか、インラック元首相の個人的責任として損害額の2割を負担すべきとの報告がなされていた。この報告に基づいて暫定政権は、昨年10月に当該制度に伴う損害賠償金としてインラック氏個人に357億バーツの支払いを求める行政命令を行ったが、インラック氏は同命令に対する不服申請を行政裁判所に求めた。その後、今年4月に行政裁判所はインラック氏の不服申し立てを却下したことから、インラック氏はこの決定を不服として最高裁判所に上訴し、25日に判決公判が行われる予定となっていた。しかし、公判直前にインラック氏側が体調不良を理由に延期を要請したほか、判決公判に姿をみせなかったことから、最高裁判所は同氏に逃亡の懸念があることを理由に逮捕状を発行するとともに、判決公判の日程を9月27日に延期する方針を決定した。なお、仮にインラック氏が有罪判決を受ける場合は最長で10年の禁固刑が科される可能性がある。在任中の政策運営に関連して、後にその効果を検証することは重要であり、それによって政策の軌道修正が行われることも可能とみられる一方、それを理由に政権を担った前首相個人の刑事責任が問われるということはまったく別の問題である。同国内でも、暫定政権の施策に対して後々プラユット暫定首相の罪が問えるのか疑問を呈する声がある一方、法律の拡大解釈を通じて言論統制を強めていることを勘案すれば「自分に甘い」との誇りを免れないと言える。また、仮にインラック氏が逮捕される事態となれば、タクシン派が反発を強めることも予想され、暫定政府とタクシン派が正面衝突に至る可能性もある。タイの政治情勢を巡る動きは再び「きな臭さ」を増すことも懸念されよう。

以上